令和８年（フ）第１７３５号
千葉市中央区星久喜町942番地15　スターヒルズ208号
債務者　田中あかね
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４１号
千葉市花見川区長作台２丁目５番８号
債務者　平山　知佳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７５５号
千葉市中央区椿森５－２－16　リブリ・オールパラン101号室、住民票上の住所千葉県南房総市高崎210番地３
債務者　寺澤　　海
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７６１号
千葉県船橋市本郷町473番地１　パークアクシス西船橋本郷町513号
債務者　寺江　　涼
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７６５号
千葉県市川市妙典１丁目１番23号　（スプリングハイム106号）
債務者　神宮　聖代
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７４号
千葉県船橋市習志野台１丁目25番13―204号
債務者　高井　幸広
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７８号
千葉県船橋市藤原１丁目30番１棟306号
債務者　國信　　敦
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８３号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区11棟104号
債務者　赤松　和子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７９０号
千葉県船橋市南本町18番３棟413号
債務者　小林　文子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７９９号
千葉県市原市白塚609番地１　市営白塚住宅Ｂ４棟15号
債務者　田口　禮子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８０５号
千葉市中央区椿森５丁目２番２号　フォレ．デュ．カメリア103号
債務者　福山　良佑
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１０号
千葉県市川市欠真間２丁目25番17号　（ハイツアキヤマ205号）
債務者　三関みゆき
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１２号
千葉市稲毛区小仲台８丁目30番３―205号
債務者　日野由美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８２５号
千葉県市原市青葉台２丁目５番地　メゾン青葉台２棟404号
債務者　佐藤　悠史
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８２８号
千葉県船橋市海神町南１丁目1669番地１　ドエル西船313号
債務者　宍戸　忠則
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３４号
千葉県船橋市夏見３丁目８番20号　エステート紫苑Ⅱ－202号
債務者　青木あかね
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２９２号
千葉県八街市八街は11番地46
債務者　豊島悠之将
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３１７号
千葉県成田市十余三59番地515　ケアハウスサンエンゼルコート、前住所千葉県成田市本三里塚230番地39
債務者　中村　和弘
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部